

日本社会事業大学

SOCIAL

ソーシャルワーカーズ

WORKERS

2020.2

vol. 17

社大OB・OGがつむぐ福祉の絆

社会の中で生活の基盤が築けるよう
司法と福祉を連携させるソーシャルワーカー



知的障がいや生活困窮、家庭環境の問題など、
事件を起こす背景を探り、生活の基盤づくりを支援する
ソーシャルワーカーを紹介します。

INTERVIEW

OG 岸 恵子さん

特定非営利活動法人 生活サポート千葉
千葉県地域生活定着支援センター センター長

INTERVIEW

OB 秋葉 聡太さん

松山家庭裁判所
家庭裁判所調査官



「支援に正解はない」

より良い援助を常に考えていくことが、
社会福祉の仕事だと学びました



2014年3月
社会福祉学部福祉援助学科(介護福祉コース)卒業

あきば そうた
OB 秋葉 聡太さん

松山家庭裁判所
家庭裁判所調査官



在学中に日本人が運営するフィリピンの孤児院を訪問。ソーシャルワーカーが精力的に活躍している姿が大きな刺激となり、今の道で勉強に励むきっかけとなりました。



松山家庭裁判所

日々の調査・調整活動が
子どもの今後を変えていく

「子どもの言語能力や理解力は、大人と比べて十分ではありません。子どもの気持ちをしっかりと把握することは容易ではありません」と語るのは、松山家庭裁判所の家庭裁判所調査官を務

める秋葉聡太さん。

家庭裁判所は、夫婦や親族間の争いなど家庭に関する問題を、家事審判や家事調停、人事訴訟などによって解決する機関です。秋葉さんは、離婚、面会交流、親権者変更といった夫婦間や親子間の問題について子どもの福祉に沿った解決を目指すべく、調査・調整活動を行っています。家庭裁判所を利用して離婚や親権者、面会交流等を決めようとされる方の中には、夫婦間で紛争に疲弊してしまい、間に置かれた子どもの立場に立って話し合いをすることが難しいこともあるそう。そんな中、「両親が子どもの気持ちに目を向けられるようになり、紛争が解決に向かったときには、大きなやりがいを感じます」と秋葉さん。

各分野で活躍している方々の姿が、大きな原動力に

日本社会事業大学では、社会福祉士や介護福祉士の実習がとても印象に残っていると言います。「実際の現場では、講義や参考書からだけでは知り得ない、さまざまな課題を抱えた当事者と出会いました。困難な課題がいくつも絡み合ったケースを目の当たりにして、援助の難しさを実感しました」。一方、そこで奮闘するソーシャルワーカーの姿を見て、仕事への魅力も増したそうです。

大学で学んだことや現在の仕事を通して「社会福祉の仕事は一生勉強でき、自分自身を一生成長させ続けられる、魅力的な仕事」と力強く語ってくれました。

秋葉さんのある一日

- 8:30 ○ 勤務開始 メールの確認や一日のスケジュールの確認
- 9:00 ○ チーム(主任調査官1名と調査官2名)で集まり、担当する事件についてケース検討
- 10:00 ○ 担当している事件の進行について、裁判官及び書記官とカンファレンス
- 10:30 ○ 調査が終了した事件の調査報告書を作成
午後の調査の準備(調査の段取りや調査項目について最終確認)
- 12:15 ○ お昼休み
- 13:00 ○ 家庭訪問調査に出発
- 14:00 ○ 住環境や子どもの様子を観察
子どもや監護親と面接
- 16:00 ○ 家庭裁判所に戻り、家庭訪問調査の結果を調査報告書にまとめる
- 17:00 ○ 勤務終了

(日によって業務内容は変わります)



支援の輪を広げ、加害の芽を摘むことや自分の目で見て聞き取ることの大切さを講義を通して再認識しました

2013年3月
福祉マネジメント研究科8期修了

OG きし けいこ
岸 恵子さん

特定非営利活動法人 生活サポート千葉
千葉県地域生活定着支援センター
センター長



岸さんのあゆみ

- 1982年 福祉系大学卒業
- 1982年 千葉県社会福祉事業団 千葉県袖ヶ浦福祉センター勤務
中軽度・重度知的障がい者の生活支援員、企業等で働く知的障がい者の生活・就労支援員、街中で暮らす知的障がい者の生活支援ワーカーを経験
- 2004年 千葉県委託事業 中核地域生活支援センター勤務
24時間365日の総合相談窓口を担当する地域総合コーディネーターを経験
- 2007年 社会福祉法人オリーブの樹 オリーブハウス勤務
就労支援員とサービス管理責任者を担当
- 2010年 千葉県地域生活定着支援センターセンター長に就任
- 2011年 センター長として働くかわらで、日本社会事業大学専門職大学院福祉マネジメント研究科入学
- 2013年 同研究科を修了
福祉マネジメント修士(専門職)・アドバンスソーシャルワーカー



職場はベテランぞろいで少数精鋭。和気あいあいと、どんな課題にも前向きに取り組んでいます。



生活サポート千葉の活動紹介リーフレット。事業に賛同する協力者を随時募っています。

あまり知られていないことで、刑務所を出所したあとと帰る場所がなく、路頭に迷い刑務所への出入所を繰り返す障がい者・高齢者は少なくありません。この仕事をしていると、「犯罪者に手を差し伸べるのか」という偏見が絶えないそうです。しかし、岸さんは「どんな方でも支援の手が入れば立ち直れる」と考

司法福祉の最前線
累犯障がい者・高齢者への支援
日本社会事業大学の卒業生、大学院の修了生には、司法福祉の第一線で働く職員がいます。日本社会事業大学の専門職大学院OGで、現在千葉県地域生活定着支援センターのセンター長を務める岸恵子さん。罪を犯した障がい者・高齢者の矯正施設出所後の生活環境を調整するお仕事をしています。

え、精力的に活動しています。

子どもころの出会いがこの道に進むきっかけ
そんな岸さんが福祉の道を志したのは、小学2年生のときです。当時の恩師の子どもが重度の障がいを持っていました。障がいのある人との交流を持つ中で、自然と「障がい者を助ける施設で働きたい」と思うようになったといいます。

福祉系の大学を卒業し、新卒で知的障がいがある人の入所施設で働いていた岸さん。その後、地域総合コーディネーターや就労支援員などを務め、2010年に発足した千葉県地域生活定着支援センターのセンター長として活躍している、この道30年以上のベテランです。

地域生活定着支援センターで働きながら、「もっと学びたい」という意欲を持っていた岸さん。2011年、日本社会事業大学の専門職大学院に通うことを決めました。週2回、2年間のコース。働きながらの通学は大変だったものの、その価値はあったと語ります。
在学中、岸さんが驚いたのは

社会人でも学べるうれしさ
長期履修で得られた実感



何度も道を踏み外してしまう人の背景には、経済的な貧困や社会での孤立・孤独などがあります。住む場所や仕事があって規則正しい生活ができれば、本人の意識が大きく変わっていくそうです。(写真は、新たな職を手にして地域での生活を取り戻した支援対象者)



支援をしたことが縁で一度つながると、長いお付き合いになることがほとんど。生活の様子を知らせる手紙やお礼状なども届きます。



支援対象者からもらった「いのしし」の置物。「いのしし」は親子で、親の方を岸さんにプレゼントしてくれたそう。「これを見て、自分の仕事のあり方を振り返っています」(岸さん)

「社大の講義は他大学と違って発言の機会がたくさんある」ということ。座って講義を聴くだけではなく、主体的に学べるのが社大の校風。岸さんも例に漏れず、積極的に面接技法やアセスメントの講義を受講しました。実践的な面談方法などを学ぶことで、すぐに仕事に活かすことができました。また、自信にもつながったといいます。

ゼミでも大きな収穫を得られました。岸さんの所属した矢部ゼミでは、福祉の現場で起こりうる事例について話し合う事例検討の時間が多く設けられています。ゼミのメンバーとのグループワークにより、新しい視点を得ることができたといいます。同時に、自分の考えを言葉にして発信したり、物事を客観的に見る習慣が身につきました。

「自分とは異なる考え方、いろんな職種の方もいて、情報交換もできた。専門職大学院だからこそ、深い学びを得ることができたんです」。充実した学びを得た2年間。「修了後は、心にぽっかり穴があいたようでした。機会があればもう一度通いたいくらい」と語ってくれました。

外部への活動内容発信 支援の輪を広げていきたい

最近では、センターの公式Twitterを更新するなど、外部への活動内容発信に努めています。罪を犯した障がい者・高齢者も、元をたどれば虐待や差別などの被害者だったということがほとんど。「もしかすると、明日はわが身かもしれないということを、福祉関係者だけではなく一般の人にも伝えて、支援の輪を広げていきたい。現場や専門職大学院で学んだことを力に、支援を続けたい」と笑顔で話してくれました。

司法福祉とは？

さまざまな課題を有した対象者が地域で生活を送れるよう、司法と福祉を連携させてサポートしていきます。

Q 司法福祉とはどのようなものですか？

A 司法福祉は社会福祉の領域のひとつです。ソーシャルワーカーは、裁判所、刑務所、弁護士事務所、各種センターなどで活躍しています。非行や犯罪の対策領域で活躍するプロ、離婚や親権問題のプロ、高齢者の財産管理のプロ、障がい者の支援のプロなど、活躍の場は多岐にわたります。当事者や周囲の悩みの相談にのり、生活を一緒に調整していきます。

Q 司法福祉の社会的な意義と大学の講義について教えてください。

A 国家公務員として働く社会福祉士には、少年院の教官や刑務所の職員もいます。都道府県の警察行政にも、ただ取り締まって罰するのではなく、当事者のこれからの福祉(生活)を大事にしようという未来志向型の考え方が広がってきています。今後ますます司法福祉は重視されるでしょう。在学中の先輩も弱者を救う使命感を抱いて、日々勉強しています。大学では社会で活躍中の先輩が指導する講座などを企画しています。

Q 司法福祉の仕事は、具体的にどのようなものですか。資格が必要ですか。

A 社会福祉士や精神保健福祉士、保育士などの資格で活動しています。例えば、地域生活定着支援センターで出所後の支援をしている地域暮らしのプロもいます。帰住先につなげて生活環境を調整していくことで、出所者が地域で孤立せず、安定した生活を送っていけるように支援していきます。

また、家庭裁判所調査官の場合、家族の今後を一緒に考えていく仕事があります。夫婦仲がこじれて離婚問題に発展すれば、家庭裁判所に持ち込まれる場合があるからです。親子の面会交流をどうするか。親権者を変更しようというケースもあります。これらは同時に、子どもの未来にかかわってきます。家庭裁判所調査官は「ソーシャルワークの視点」で問題に取り組んでいきます。